

令和7（2025）年度開始 多子世帯の大学等の授業料無償化について

令和7年度から多子世帯の学生に対して、大学等の授業料及び入学金を、国が定める一定額まで、所得制限なく無償（減額）とすることとなっております。

- 開始時期・・・令和7年度から
- 多子世帯の要件・・・扶養する子が3人以上いる世帯であること
- 支援額・・・現行の第I区分の授業料等減免額と同額
 - ※授業料が全額無償化される制度ではありません。
 - ※本学では授業料以外（教育充実費、実験実習費、厚生費）は、全額ご負担いただく必要があります。
- 所得制限・・・なし
- 学業成績の要件・・・現行制度と同じ

現時点で公表されている情報に限りがございますので、その他、詳細については、以下のリンク先（文部科学省 HP）をご確認くださいませよう、お願いいたします。新しい情報が入り次第、改めてお知らせいたします。

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

※多子世帯の授業料等減免を受ける場合は、日本学生支援機構の給付奨学金を申請していただき、「多子世帯」に該当するかどうか審査を受ける必要があります。（本学が審査（判定）するわけではありません。）

※令和7年度の入学予定者で、日本学生支援機構奨学金の予約採用を申込み、候補者決定通知の給付奨学金の欄に「(多子世帯)」の記載があれば、多子世帯の授業料等減免の支援を受けることが可能です。

※日本学生支援機構の「予約採用」の申し込みを行っていない場合は、本学入学後に、「在学採用」の申し込みを行っていただきますよう、お願いいたします。（「在学採用」の手続きに関するスケジュールは、別途ご案内いたします。）

申請時期：令和7年3月下旬～4月頃（予定）

決定時期：令和7年6月～8月頃（予定）

※学業成績や学習意欲も審査対象となります。（子3人以上いるから、無条件で多子世帯の支援を受けられるというわけではありません。）

※正式に多子世帯に該当することが決定するまでは、授業料等減免の支援を受けることができません。そのため、本学では、一度、学生納付金（授業料・教育充実費・実験実習費・厚生費）を納付していただき、支援決定後、納付済みの学生納付金の中から、授業料等減免額分をお返しすることとしておりますので、予めご了承願います。

※多子世帯の支援が決定しても、在学期間中支援を受け続けられるというわけではありません。（支援を受け続けるための基準があります。）

※多子世帯の支援を受け続けるためには、毎年、「適格認定（家計）」及び「適格認定（学業）」を受け、双方の基準を満たしていなければいけません。（どちらか一方だけでは支援を受け続けることはできません。）

適格認定（家計）：扶養する子の数が3人以上いるかどうかを審査

適格認定（学業）：学業成績が一定の基準を上回っているかどうかを審査